

第9回米原市男女共同参画審議会 次第

令和元年8月9日(金) 午前10時～

米原市役所米原庁舎 2階 会議室2A

開 会 (10:00)

1 あいさつ

2 審議事項

(1) 第3次男女共同参画推進計画における進行管理について

(2) 進行計画の今後のスケジュールについて

3 情報提供 女性のための相談ルーム「つくし」(平成30年度新規事業)

4 その他

(1) 自治会における女性役員登用の促進について

(2) 各種お知らせ(男女共同参画センター通信「カラフル」、平和記念講演会、きらめき人権講座)

5 閉 会

第9回米原市男女共同参画審議会 資料一覧表

【当日配布資料】

次第

資料1 米原市男女共同参画審議会委員名簿

資料2 第3次推進計画に掲げている主な目標一覧

資料3 米原市男女共同参画推進計画 今後のスケジュールについて

【情報提供資料】

女性のための相談ルーム「つくし」チラシ等

【その他資料】

自治会役員における女性登用の促進について

男女共同参画センター通信「カラフル」

平和記念講演会

きらめき人権講座

【事前配布資料】

事前資料1 第3次男女共同参画推進計画進行管理調査票

米原市男女共同参画審議会委員名簿

当日資料1

令和元年8月9日現在

氏名	性別	所属等	委員の構成
おざわ しゅうじ 小沢 修司	男	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者
すずき さちこ 鈴木 幸子	女	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
くろだ よしこ 黒田 嘉子	女	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つかだ たかこ 塚田 多佳子	女	米原市女性の会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
やまぐち えみこ 山口江美子	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
いわわき あけみ 岩脇 明美	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
わたなべ ゆう 渡部 優	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
きたむら きの 北村 きの	女	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(4)市長が特に必要と認める者
いしかわ みちこ 石河 美千子	女	米原市人権教育推進協議会	(4)市長が特に必要と認める者
つばた えりか 鐸田 恵梨香	女	米原市男女共同参画センター	(4)市長が特に必要と認める者
かつら こうじゅん 桂 晃潤	男	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(4)市長が特に必要と認める者
みなみ ふみお 南 文雄	男	米原市社会福祉協議会	(4)市長が特に必要と認める者
まつい やすお 松居 靖夫	男	保育幼稚園課長	(4)市長が特に必要と認める者
にしで ともよ 西出 始代	女	米原近江地域協働課長	(4)市長が特に必要と認める者
かわせ なおつぐ 川瀬 直亜	男	商工観光課長	(4)市長が特に必要と認める者

事務局

人権政策課	部長	山田 英喜
	課長	西澤 温子
	課長補佐	三條 秀行
	教育主幹	松嶋 恵俊
	主任	橋本 和也
	主事	坂 貴志

【第3次推進計画に掲げている主な目標一覧】

行動計画の各種施策、課題そして重点目標を達成するために、下記の目標および目標数値を設定し、その具現化・実現化に努めます。

施策の方向	成果目標の内容	現況値 (平成27年度)	策定時目標値 (平成32年度)	担当課	H30実績値
【基本目標Ⅰ】 地域における男女 共同参画意識の向上 家庭における男女 共同参画意識の向上	男女共同参画に関する講演会等の開催回数(過去5年間の累計)	5回	8回	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課	5回
【基本目標Ⅰ】 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】	市内自治会における女性の自治会長・副自治会長の数(年ごと)	4人	15人	米原近江地域協働課 山東伊吹地域協働課	5人
	女性が代表者または副代表者である団体の割合(滋賀県市町村男女共同参画推進状況一覧表中「滋賀県地域住民自治団体等における女性の参画状況」のうち、「自治会・町内会・区等」の数を除く合計の割合)(年ごと)	9.0%	20.0%	人権政策課 (関係各課)	50.0%
	NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合(市民意識調査)	5.0%	10.0%	政策推進課	9.1% (H29調査)
【基本目標Ⅰ】 地域での男女の防災活動への参加促進【重点】	防災会議における女性委員の割合(年ごと)	9.1%	20.0%	防災危機管理課	5.7% (35人中2人)
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生	市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合(市民意識調査)	37.9%	50.0%	政策推進課	32.1% (H29調査)
【基本目標Ⅰ】 家庭における男女共同参画意識の向上	「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合(男女共同参画市民意識調査)	28.3%	20.0%	人権政策課	25.8% (H29調査)
【基本目標Ⅰ】 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進	育児休業を取得したことがある市役所男性職員数(過去5年間の累計)	2人	5人	総務課 (全課)	3人
【基本目標Ⅰ】 審議会等への女性の参画および管理職等への女性の登用促進【重点】	各種審議会委員のうち女性が占める割合(年ごと)	31.4%	35.0%	総務課 (全課)	33.1%
	女性委員のいない審議会等の数(年ごと)	6	0	人権政策課 (関係各課)	6
	市役所管理職における女性職員の割合(年ごと)	25.0%	30.0%	総務課	23.8%

施策の方向	成果目標の内容	現況値 (平成27年度)	策定時目標値 (平成32年度)	担当課	H30実績値
	女性人材バンク登録制度への全体登録数(年ごと)	30人	60人	人権政策課	45人
	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定事業者数(努力義務である300人以下の市内事業所に限る)(事業所内公正採用選考・人権啓発事業所のみ)(過去5年間の累計)	0社	3社	人権政策課 商工観光課	0社
【基本目標Ⅰ】 女性のエンパワーメントの支援	女性の※エンパワーメント向上に関する講演会等の開催回数(過去5年間の累計)	0回	3回	商工観光課 人権政策課 生涯学習課	2回
【基本目標Ⅰ】 女性の就業継続や再就職支援の促進	保育料の軽減対象者(保育所・幼稚園・認定こども園)(年ごと)	6,152人	7,000人	保育幼稚園課	6,208人
	待機児童発生数(年ごと)	0人	0人	保育幼稚園課	0人 (H30.10時点では6人)
【基本目標Ⅰ】 女性や若者の創業・起業の支援	女性起業支援対象者(過去5年間の累計)	4人	10人	商工観光課	5人
【基本目標Ⅰ】 ワーク・ライフ・バランスの推進	市役所年次有給休暇の平均取得日数(年ごと)	7.1人	12日	総務課	10日
	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(過去5年間の累計)	1回	5回	人権政策課	3回
【基本目標Ⅰ】 あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進	人・農地プランを作成した集落数(市民意識調査)	31集落	45集落	農政課	41集落
【基本目標Ⅱ】 母性の尊重と母子保健の充実	乳がん検診の受診者の割合(年ごと)	29.5%	50.0%	健康づくり課	30.1%
	子宮頸がん検診の受診者の割合(年ごと)	25.9%	50.0%	健康づくり課	26.2%
	乳幼児健康診査の受診者の割合(年ごと)	97.0%	100.0%	健康づくり課	97.5%
【基本目標Ⅱ】 生涯にわたる心身の健康保持と増進	ニュースポーツ等の出前講座の実施回数(年ごと)	13回	20回	生涯学習課	12回
【基本目標Ⅱ】 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重	「性教育」の授業公開、または保護者への啓発を行う実施校数(年ごと)	40.0%	50.0%	学校教育課	6% (1校実施)
【基本目標Ⅱ】 DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進	中学校でのデートDV予防教育の実施率(年ごと)	50%	100.0%	学校教育課	66.6%

施策の方向	成果目標の内容	現況値 (平成27年度)	策定時目標値 (平成32年度)	担当課	H30実績値
【基本目標Ⅱ】 DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 被害者の安全確保と自立支援	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談の件数(年ごと)	33件	—	子育て支援課	38件
【基本目標Ⅱ】 子育てにやさしいまちづくり	子育て支援センターにおける相談の件数(年ごと)	575件	—	保育幼稚園課	380件
	ファミリー・サポート・センター会員総数(年ごと)	79人	200人	子育て支援課	164人
【基本目標Ⅱ】 家庭の教育力の向上	家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数(過去5年間の累計)	0回	5回	生涯学習課	0回
【基本目標Ⅱ】 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり	地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づくりを行っている地域(団体)数(市民意識調査)	20地域	35地域	くらし支援課	26団体
【基本目標Ⅱ】 在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実	認知症サポーター養成講座の受講修了者に占める男性の割合(年ごと)	44.8%	50.0%	くらし支援課	39.5%
【基本目標Ⅲ】 男女共同参画を推進するための学習環境づくり	ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合(過去5年間の累計)	4.6%	15.0%	生涯学習課	7.1%
【基本目標Ⅲ】 園、学校等における男女共同参画の推進	小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率(年ごと)	80%	100.0%	学校教育課	60%
【基本目標Ⅲ】 多文化への理解と共生の取組	日本語教室における外国籍市民参加者数(年ごと)	134人	200人	人権政策課	282人
【基本目標Ⅲ】 性的少数者についての意識啓発	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数(過去5年間の累計)	0回	3回	人権政策課 生涯学習課	1回

当日資料3

米原市男女共同参画推進計画 今後のスケジュールについて

年度	第3次計画	第4次計画	備考
2016年度 (H28)	策定		
2017年度 (H29)	第3次計画 スタート 取組の実施		
2018年度 (H30)	取組の実施 進行管理 検討・見直し		
2019年度 (R1)	取組の実施 進行管理 検討・見直し		
2020年度 (R2)	取組の実施 進行管理 検討・見直し	市民意識調査	・調査項目の 協議
2021年度 (R3)	取組の実施 進行管理 検討・見直し	策定	・計画内容 ・項目の協議
2022年度 (R4) ～	進行管理 第3次計画まとめ	第4次計画 スタート (～2026年度) 取組の実施	

・2020年度には第4次推進計画の策定に向けた市民意識調査の実施を計画している。

・市全体の男所共同参画社会の推進をより進めるため、先進地視察の実施や国や県の施策の動向を踏まえた第4次改訂とする。

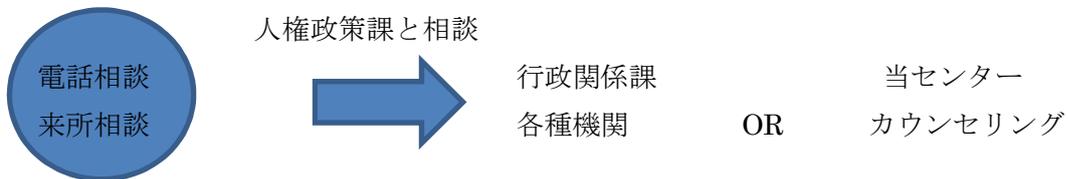
『女性のための相談ルーム つくし』について

時代的变化の中で女性を守る法律が数多く制定されていますが、社会の多様化とともに DV、家庭や地域の問題、セクハラ、パワハラ、生き方、依存症など様々な悩みや生きづらさを抱えた女性がこの米原市にも沢山おられます。そこで、H30 年 4 月から開設した「女性のための相談ルームつくし」では、『誰にも相談できない。』『どうすればいいのかわからない。』と悩んでおられる女性と共に考え、解決に向けた相談支援事業を行っています。

- ・対象は原則米原市在住・在勤の女性（年齢問わず。例外的にその他もあり。）
- ・来所面談相談の他に、女性相談専用電話 5 4 - 0 8 0 8 を設置しています。

※相談者は身元を知られたくないという理由から、最初は電話での相談が多いです。

◎私たちの仕事



様々な悩みを聴く、寄り添う、考える。そして『つなぐ』
必要に応じてケース会議や、支援、関係課との連携

相談者のその後の新しい生活が最も大切
できるだけ支援後どうなったのかの確認を行う

つくし相談件数 平成 30 年度実績

DV・デートDV	17 件
離婚問題	6 件
夫婦・家庭問題	13 件
会社におけるいじめ・パワハラ等	21 件
ご本人の体調・病気・依存症等	21 件
子ども・子育て・不登校	15 件
カウンセリングについて	9 件
経済的な問題	4 件
医療・病院について	1 件
その後の報告	2 件
自身の発達障害	6 件
介護問題	5 件
生活の不安	1 件

※主な相談内容でカウント

【平成 30 年度 4 月～3 月 合計 121 件】

・他機関へ繋いだ件数・・・103件

繋ぎ先、連携先・・・市役所各課(人権政策課、くらし支援課、健康づくり課等)
 米原市社会福祉協議会、長浜市役所(人権政策課、高齢福祉課)
 おりーぶ、病院、警察、彦根市子ども家庭相談センター
 彦根市労働基準監督署、米原市発達支援センター
 長浜市保健所、スマイルプラス、ほっとステーション

・繋がなかった理由

相談者が話しをして気が収まったとおっしゃった。
 音信不通になった。

・利用者住所

市内 117件、長浜市3件、彦根市1件

つくしカウンセリング件数 平成30年度実績

DV・デートDV	5件
離婚問題	5件
夫婦・家庭問題	4件
会社におけるいじめ・パワハラ等	5件
ご本人の体調・病気・依存症等	12件
子ども・子育て・不登校	6件
お金	2件
医療・病院について	1件
近所トラブル	1件
ご自身の発達障がいについて	4件

※主な相談内容でカウント

【平成30年度4月～3月 合計45件】

- ・毎月第2・第4水曜日午後13:00～15:50に実施。
- ・1回50分間の相談で実施日に3枠相談を受けつける。

事例紹介

- ・職場でのトラブルについての相談から、DVの発覚

自治会パートナーシップ事業

市が推進する重点施策に取り組む自治会に、**自治会事務等取扱交付金を加算**します（3年間限定）。

重点施策1 避難支援体制づくり（+1万円）

災害時に避難行動要支援者を助けるための「避難支援プラン(個別計画)」づくりに取り組んでいること。
(さらに「個別計画」を活用した防災訓練の実施を推奨しています。)



重点施策2 自治会役員の女性登用（+1万円）

自治会の規約等において女性を自治会本部の運営に参画する役員に登用することを定め、現に2人以上の女性役員に登用すること。



重点施策3 空家への移住者受入（受け入れた空家1戸につき+1万円）

空家サポーターを配置し、空家バンク登録物件に当該自治会外からの移住者を受け入れること。



(例) ①避難支援プラン（個別計画）の策定に着手し、②女性役員に登用する規約を定めて2人の女性役員に登用し、③空家サポーターを配置した上で2戸の空家に自治会外からの移住者を受け入れた場合

加算額 = ①+②+③ = 1万円+1万円+2万円 = 4万円

取組の際は、地域担当職員制度を御活用ください！

自治会パートナーシップ事業に係る交付金は、年度末に交付します。

地域における男女共同参画を促進しましょう！

～なぜ今、男女共同参画社会を目指すのか？～

現在、我が国は世界に類を見ない高齢社会を迎えています。厚生労働省の調査によると、2015年に全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、働き盛りの世代3人で1人の高齢者を支える社会となりました。このような中、家族の介護等を理由に離転職する人が年間10万人に達しています。

男女のライフスタイルが多様化する中、介護や子育ても含め、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女性を問わず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が必要です。

世界では・・・

☆ジェンダーギャップ指数

各国における男女格差を測る指数

世界における日本のランキングは

110位/144か国

（特に管理職や専門職の比率、政治的参加率が低い）

（世界経済フォーラム2018より）

指導的地位への女性登用の遅れ

米原市では・・・

☆正副会長職に女性がいる自治会数と割合
4自治会/107自治会 3.7%

（米原市：H30.4.1）（県内の市町平均：12.2%）

☆女性議員の人数と割合

2人/18人 11.1%（米原市：H30.4.1）

（県内の市町平均：13.6%）

意思決定レベルに女性がいないければ、女性目線からのルールが作られにくい！



**自治会への女性の
参画が必要！**



自治会活動などに女性が参画することのメリット

- ① 日頃から地域と密接に関わっていて、生活者としての知識が豊富。
- ② 高齢者や子育てへのきめ細かな支援ができる。
- ③ 避難所運営等、災害現場での女性への配慮ができる。
- ④ 地域のことを良く知り、女性ならではの視点で改革が期待できる。
- ⑤ その他、男性とは違った視点で意見が聴け、地域の活性化が期待できる。



**固定的な性別役割分担意識にとらわれず、地域で支え合うことが求められています。
みなさんも一緒に男女共同参画を推進していきましょう！**

連絡先

米原市役所 総務部人権政策課 〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
電話 0749(52)6629、Fax0749(52)4539、E-mail jinsui@city.maibara.lg.jp
交付金については米原近江地域協働課 電話 0749(52)6623 までお問い合わせください。

裏面もご覧
ください。

自治会の男女共同参画を応援します！

～自治会役員に積極的な女性登用をしましょう～

自治会活動などに女性が参画することのメリット

- ① 日頃から地域と密接に関わっているため、生活者としての知識が豊富。
- ② 高齢者や子育てへのきめ細かな支援ができる。
- ③ 避難所運営等、災害現場での女性目線での配慮ができる。
- ④ 女性ならではの視点で改革ができ、地域の活性化が期待できる。
- ⑤ その他、男性とは違った視点で意見が聴け、地域の活性化が期待できる。



自治会の女性役員登用に取り組む自治会に※交付金を加算します。

※交付金・・・自治会事務等取扱交付金

★交付金対象となる自治会役員とは・・・

自治会における総会等において選出され、自治会本部の運営に参画する役員をいいます。

(輪番制等により充てられる職は除きます。)



★次のいずれかの条件を満たした場合に交付金を受けられます。

- ①自治会の規約等に女性を役員として登用することを明記し、現に2人以上の女性役員を登用する。
- ②自治会の総会等で女性を役員に毎年登用する方針を決議し、現に2人以上の女性役員を登用する。

★交付金加算額・・・1万円

★期間・・・3年間(令和元年度から令和3年度まで)

この交付金加算は米原市の重点施策に取り組む自治会を応援する自治会パートナーシップ事業の一環です。他に「避難支援体制づくり」や「空家への移住者受入」の取り組みに対して交付金加算があります。

男女が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく、自治会、そして市民一人ひとりの取組が必要です。

この機会に、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみましょう。



連絡先

米原市役所 総務部人権政策課 〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
電話 0749(52)6629、Fax0749(52)4539、E-mail jinsui@city.maibara.lg.jp
交付金については米原近江地域協働課 電話 0749(52)6623 までお問い合わせください。

表面もご覧ください。

令和元年度7月1日発行【創刊号】

米原市男女共同参画センター通信

カラフル

○発行○
米原市男女共同参画センター
(S・Cプラザ)

〒521-0031 米原市一色444番地

TEL: 0749-54-2444

FAX: 0749-54-3033

E-mail: scplaza@zb.ztv.ne.jp

http://scplaza.jimdo.com/

カラフルの由来…

様々な人がいて、それぞれの人が個性を活かし
笑顔で幸せな毎日を送れますように。

今月より米原市男女共同参画センターからのお知らせが『S・Cだより』から
独立し『米原市男女共同参画センター通信カラフル』になりました。
個性の男女共同参画という言葉に難しいイメージを持てるかもしれませんが、様々な
個性の人は思いを込めるように企画や講座、講演会など様々な情報を発信していきま
す。お応えできるところは、今までのようにお問い合わせください。

びわ湖一周

One lap of Lake Biwa

さんかくセンターめぐり

The tour of Gender equality Centers

6月23日～7月31日

大津・彦根・高島・米原・近江八幡

それぞれのセンターで「自分らしい生き方」
について考えてみませんか。

6/23(土)～29(金)は『男女共同参画週間』です。

滋賀県内男女共同参画センターでは期間中、各センターに設置されたスタンプラリーに
参加すると素敵な記念品がもらえる「びわ湖一周さんかくセンターめぐり」を実施しています。
この機会に是非センターまでお越しください。スタンプラリー用紙はセンターに設置しております。

夏を涼しく

池坊自由花アレンジメント

男女共同参画体験講座

涼やかなアレンジメントで暑い夏を乗り切りましょう。
身近な美しいお花で生活にうるおいを・・・
プロの技術を学びお家でも楽しめます。プレゼントにも。

日時：8月17日(土)

10:00～12:00

場所：S・Cプラザ2階大会議室

参加費：1,000円

定員：15名

対象：市内在住・在勤の方
男女問わず15歳以上

講師：池坊自由花 川上裕子先生

★申込み開始 7月22日(月)～定員に達し次第終了

※写真はイメージです

【お問い合わせ】米原市男女共同参画センター TEL54-2444

『児童養護施設ができた！！』



先日友人と話していた時のこと「やっと私の国にも孤児を保護、養育する施設ができた。」と大喜びしていた。「今まではどうだったの?」「今まではストリートチルドレンとして路上で生活するか、雨風をしのぐだけの劣悪な保護施設しかなかった。」国の発展とともに福祉の充実が進んできたのか、友人の国ではまさに発展的な事だったようです。

友人に頼みその施設にインタビューをしてみました。入所している子どもたちは内戦や戦争、津波などの災害により両親を失った子どもたちだという。「虐待などが原因で入所した子どもはいますか?」と聞いてみると。「いない。ありえない。」という答えが帰ってきた。

施設の運営は国費ではなくすべて善意の寄付で賄われているというから驚いた。養育だけでなく教育にも力を入れているという。まだまだ必要な設備が多く寄付を集めているということでした。私もいつか訪れたいと思った場所の一つです。

友人の国に虐待がないとはいきませんが、子どもを守る施設がなかった国で初めてできた新しい考えと流れだと強く感じました。

私も学生時代に児童養護施設で1ヶ月間実習をさせていただいたことがあります。人生で初めて児童養護施設を訪れ、子どもたちの生活を目にしました。様々な事情を抱え親と暮らせない子どもたちが集団生活をしていました。職員さんを本当の親のように慕い甘える子ども、虐待の影響から人との関わりが難しい子ども、暴力・暴言をしてしまう子ども、夜になると寂しくなって泣いてしまう子ども、たまに親が会いに来てくれる子ども、生まれてから親に会ったことのない子ども・・・どの子も本当に可愛くて素晴らしい存在でした。少しでも家庭に近い雰囲気をと温かい職員さんたちも印象的で感動的でした。私はたった1ヶ月間の実習だったのでもっと大変な現実があるのだと思います。様々な事情を抱えながらも懸命に生きる子どもたちからたくさんのごことを学んだ、貴重な体験をさせてもらったとずっと心に残っています。

日本には彼らのような子どもたちがたくさんいます。施設の職員さんから日本に於いて児童養護施設は戦災孤児の救済から始まった、しかし今現在に関しては保護者が全くいないというケースは少なく、ほとんどのケースが虐待や家族関係の問題、子育て能力の低下など家庭環境が崩壊しているケースがほとんどだそうです。

大人の事情で犠牲になっているのは子どもたちです。しかし問題を抱えてる親にも支援が必要で、さらに社会にも問題があるのだと思います。みんなが現実を知り、関心を持つ、そして考え行動することが社会を変えていくのだと思います。(鏝田)

女性のための相談ルーム

つくし



その気持ち、話してみませんか?

どこに相談していいか

話を聞いてほしい

わからない・・・

なんだか不安・・・

もやもやする

人間関係に苦しんでいる・・・

相談専用ダイヤル

54-0808

◆相談無料◆

- *みなさんの悩みを女性相談員がお聴きします
- *相談内容により適切な機関を紹介します
- *秘密は守ります
- *カウンセリング相談あり(予約制)



女性活躍応援事業

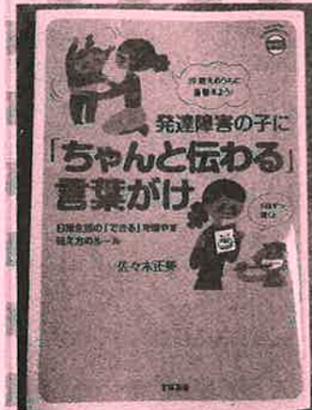
「自分のお店を持ちたい!!」
「何かを始めたい!!」

「自分の夢を叶えたい!!」
* と思っているあなた! 米原市男女共同参画センターでは、
* 今年度女性のための起業支援を行います。

* 起業に向けて何が必要なのか? お金(税金)の話、
* 申請・手続き等はどうか? 何から始めたらいいの?
* SNS等を使った宣伝って? ネットで販売したい!!

そんな疑問を各分野のプロフェッショナルに相談したり、
* みんなで学んでいく勉強会を行います!
* 詳しく詳細・お申込みは次号をお楽しみに...

★男女共同参画センターおすすめの新書★



『発達障害の子に
「ちゃんと伝わる」言葉がけ』
発達障害の特性を理解すれば
伝わるポイントがわかります。
ちょっと言い方を変えるだけで、
子育てがもっと楽しくなる!

『心が折れない子を育てる親の習慣』
今の子どもたちは、大人の私たちが
想像する以上にストレスフルな
世の中を生きています。
この本は、そんな環境に負けない
子どもを育てるのに必要な
「親の考え方」をやさしくお伝えする
1冊です!



『一切なりゆき
～樹木希林のことば～』
樹木流生き方の
エッセンス、心に沁みる
樹木さんのことばが
沢山詰まっています。

当センターでは図書の出借も行っております。職員までお気軽にどうぞ

令和元年度8月1日発行【第2号】
米原市男女共同参画センター通信

○発行○
米原市男女共同参画センター
(S・Cプラザ)
〒521-0031 米原市一色444番地
TEL: 0749-54-2444
FAX: 0749-54-3033
E-mail: scplaza@zbc.ztv.ne.jp
http://scplaza.jimdo.com/

カラフル

沢山のご来場ありがとうございました!!
ハートフルフェスタ2019

男女共同参画落語
「夢に向かってトボトボと」
林家 卯三郎さん

6月25日(火)ハートフルフェスタ2019男女共同参画落語を
開催しました。落語家林家卯三郎さんが「夢に向かって
トボトボと」の演題でご自身が落語家になりご家族の理解や、
家事、育児に積極的に参加されてきた経験など楽しくお話し
いただきました。後半の落語一席では「子はかすがい」
(別名:子別れ)をお話いただき、笑い人情味あふれる
落語に会場が明るい笑いに包まれました。
当日約150名以上の方がご参加くださり大盛況となりました。
ご参加くださった皆様本当にありがとうございました。
男女共同参画センターでは今後も楽しい事業を沢山計画して
います。乞うご期待ください!!



落語家
林家卯三郎さん



『女性のための相談ルームつくしとの出会い』

毎回世界の男女共同参画をテーマに様々な問題、ニュースについて書かせていただいておりますが、今回は当センター「女性の相談ルームつくし」にご来所いただいているAさんのお話です。

今回Aさんに「市内には悩みを抱えていらっしゃる女性の方がまだまだ沢山います。Aさんの実体験はそんな女性を励ますきっかけになる。是非Aさんのお話を書いてくれませんか？」とお願いしました。Aさんは快くOKしてくださりました。この通信の名前『カラフル』と決めたのも「このセンターはいろんなカラーの人が見守ってくれている。」というAさんのお言葉がきっかけでした。そんな豊かな感性をお持ちのAさんの気持ちが市内の悩める女性たちに届けばと思います。



私が女性の相談ルームつくしさんに電話するきっかけは、職場の人と、仕事、自分の心、体調、生活全て苦しい状況となっていました。通勤時にS・Cフラザの前を通っていましたが、ずっと前から相談ルームがあることも知っていましたが、知り合いがいるのではないかと、知り合いにつながってってしまうのではないかなど、いろんな不安を持っていました。

その中で自分自身いろいろな意味で限界になり県の電話相談にかけ、相談し聞いて下さり、アドバイスもして下さいましたが、何か私の中で遠く感じ、身近に感じられる人、知ってもらえる人、相談できる人が近くに居て下さる方が安心の様に思え、女性の相談ルームつくしさんに電話しました。なかなか状況、心を伝えることが難しく、緊張しましたがありのままで話すことができました。

それから、カウンセリングを予約してもらい、55才のおぼあさんが情けないのですがボロボロ泣きながら全て話しました。次回の予約もしてもらい、聞いてもらい、考えて下さり、専門の人につないで下さったり、今では最初の相談の事柄から、55年間抱えていた悩みの原因、問題までどんどん出てきて、そのひとつひとつ心の整理、事柄の整理のきっかけを、解決の手段を手当をして下さり、今まで止まっていた事、ぐるぐる回って結局もとに戻ってしまって、どうにもならない状況で進めなかった、心、考え、生活、人生が少しずつ、前へ進められる様、自分らしくいられる様、自分を考えられる様、周りを見る様助けてもらいながら動いています。動いています。

人に迷惑をかけてはいけなはずとずっと思っていたのですが、外が見える静かな一室で「自分ではいっ！って手をあげてここへ来たのでしょ？一人の考えだけでなく、いろいろな人、みんなの考えで動くから任せて乗ってみたら？」と聞いて下さいました。その言葉で何か私の中で動きました。自分になかった考え方でした。甘え過ぎている様に思いますが、自分だけではできないので頼るようにしています。

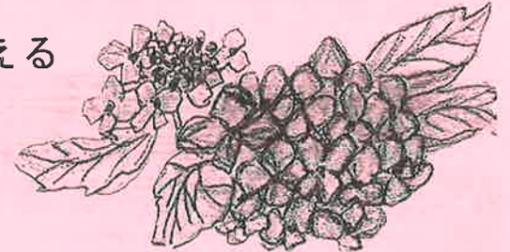
今私には頼れる所があります。頼れる人達がいてくれます。今ではS・Cフラザさん、つくしさんの皆さんは、55年間私になかった居場所、心を身体を預けられる場所です。少しでも自分を知ってくれる人、わかってくれる人が居てくれて、生きづらさが少し楽に感じられています。ありがたいです。(原文ママ)

Aさんは様々な悩みを持ちながらも、長年一人で頑張ってこられました。Aさんが最初つくしにお電話を下さり、お話を聞かせていただき、その壮絶な人生に驚きと、よくここまで頑張ってこられましたね。と同じ女性として尊敬の念を抱いたことを覚えています。

誰でも自分が本当に悲しかったこと、惨めな思いをしたこと、嫌な経験を人に話すことはなかなか難しいことです。しかしAさんは心の中の大切なことを勇気を出して話してくださりました。そのおかげで支援につながりました。Aさんは勇気を出して自分自身で人生を切り開いたのです。

Aさんはとても優しく、正直で、本当に真っ直ぐな方です。Aさんの素敵なお話は挙げきれないほどたくさんあります。これからはよりAさんらしく幸せな人生を歩めるようにと祈っています。

人の生き方や、繋がりが時代の変化とともに目まぐるしく変化し、多様化しています。昔の日本では世間体を気にしたり、「家の恥を外で話してはいけない」という風潮がありました。そのため今現在も苦しみを密かに抱えたまま我慢し、限界に達してしまうというケースが数多くあります。周りに苦しみを打ち明けられない、周りに頼る人がいないという現実が悲しい事件を引き起こしている原因ではないでしょうか？
苦しみや悩みは「家の恥」ではありません。私たちはあなたの秘密は必ず守ります。すべて話さなくても大丈夫です。しかし諦めないでください。何か今の状況を変えるヒントが見つかるかもしれません。ともに解決に向けて考えましょう。(鰐田)



女性のための相談ルーム

つくし

その気持ち、話してみませんか？

どこに相談していいかわからない・・・

話を聞いてほしい

なんだか不安・・・

もやもやする

人間関係に苦しんでいる・・・

相談専用ダイヤル

54-0808

◆相談無料◆

- *みなさんの悩みを女性相談員がお聴きします
- *相談内容により適切な機関を紹介します
- *秘密は守ります
- *カウンセリング相談あり(予約制)



高齢者の人権

日本人の平均寿命が世界で男性は1位・女性は3位となるなか、少子化などを背景に、社会の高齢化が急速に進んでいます。

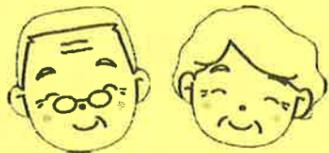
こうした状況の中で、高齢者に対する就職差別、介護を必要とする高齢者に対する介護者による身体的・心理的虐待、あるいは、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分する経済的虐待などの高齢者にかかわる人権問題が大きな社会問題となっています。

実際身の回りでこんなことはないでしょうか？「悪質商法の被害が多い」「働く能力を発揮する機会が少ない」「年寄りのくせにと邪魔者扱いされ、つまはじきにされる」など。

今の日本が平和で豊かな生活が整っているのも、高齢者の方々のこれまでの努力のたまものだと思いませんか、これからより一層高齢の方を人生の先輩として尊敬し共に前進して行きたいと考えています。

こんな言葉を聞いたことがあります。「お年寄りを嫌うな！これから自分が進む道だ！」。(山田)

S・Cサポート隊大募集



当センターのイベント・事業等のお手伝いをお願いします。

15歳以上(中学生以下は除く)

男女問いません

いろいろな人とのふれあいを通して貴重な体験ができます。

始めての方も大歓迎

お問合せ

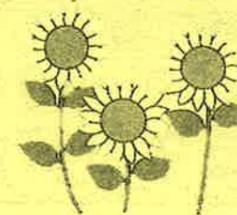
米原市人権総合センター ☎54-2444

8月行事予定

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 休館
4 休館	5 平和祈念 パネル展示開始	6 ヨガ教室	7	8 教育相談 こども映画会	9 ボールペン字 教室	10 英語教室 平和祈念講演会
11 休館	12 休館	13	14 女性の相談 「つくし」	15	16 平和祈念 パネル展示終了	17 男女共同参画 体験講座
18 休館	19	20 ヨガ教室	21	22 教育相談	23	24 休館
25 休館	26	27 ヨガ教室	28 女性の相談 「つくし」	29	30 ボールペン字 教室	31 休館

2019年8月1日発行【第160号】

S・Cだより



人と人が和になって、住みやすいまちづくりを目指すコミュニティセンター

◎発行◎

米原市人権総合センター (S・Cプラザ)

〒521-0031 米原市一色444番地

TEL: 0749-54-2444

FAX: 0749-54-3033

E-mail: scplaza@zb.ztv.ne.jp

http://scplaza.jimdo.com/

◎指定管理者◎

NPO法人ふれあいネット米原

第5回地域交流カラオケ選手権

7月13日(土)に第5回地域交流カラオケ選手権を一色区自治会と共催で開催しました。総勢30組の方が自慢の歌声を披露され、楽しい雰囲気の中大勢の方々が魅了されていました。一色区自治会より祝餅を、また一色区お茶の間事業女性グループさんとS・Cサポート隊の皆さんがどて井と抹茶ゼリーを配られました。



司会者
ケイミー板山さん



オープニング



2位



優勝



3位



たくさんのご来場ありがとうございました

お問合せ先

米原市人権総合センター ☎ 54-2444

こども映画大会 第二回目

8月8日(木) 10:00~(90分)

『長靴をはいたネコ』

映画終了後お楽しみタイムがあるよ!

上映会場:米原市人権総合センター 2F大会議室

- ・申込不要
 - ・入場無料
- 多くの方のご来場をお待ちしております。



平和祈念講演会

太平洋戦争を実際に体験された方々の生の声を聞き、平和と人権について考える機会となるよう講演会を実施します。

開催日:8月10日(土)

会場:米原市人権総合センター 2F大会議室

日程:13:00~受付

13:30~開会行事

13:40~戦争体験者のお話(3~4人)

14:40~休憩(当時の食事のふるまい・すいとん・芋粥)

15:10~滋賀県平和祈念館職員講演

16:25~閉会行事

16:30~終了

その他:平和祈念館のパネル展示(8月5日~8月16日)

申込不要・参加無料



第二回きらめき人権講座

同和問題の現状とその解消にむけて~部落差別解消推進法の施行から3年がたって~

日時:8月27日(火) 19:00~

講師:中尾 由喜雄 さん

全国隣保館連絡協議会

常任顧問兼事務局長

会場:米原市人権総合センターS・Cプラザ 2F大会議室

第三回きらめき人権講座

多文化共生のまちづくり~地域のマイノリティとの共働

日時:9月18日(水) 19:00~

講師:吉富 志津代 さん

名古屋外国語大学世界共生学部教授

会場:米原市人権総合センターS・Cプラザ 2F大会議室

高齢者ふれあい交流会

いつも頑張っているおじいちゃん・おばあちゃんステキな時間を過ごしましょう!

開催日:9月21日(土)

時間:9:30~12:00

場所:米原市人権総合センターS・Cセンター 2F大会議室

対象:65歳以上で米原市在住の方

定員:20人



定員になり次第終了とさせていただきます。

江州音頭・大道芸・お楽しみゲームを企画しています。詳細は来月号で発表します!

申し込み期間
8月19日~8月30日

教育相談

7月から教育相談が始まっています。

開催日:毎月第2・4木曜日

(8月8日・22日)

時間:13:30~15:30 ※事前予約不要

場所:米原市一色444番地・人権総合センター内

人権教育推進協議会事務局

内容:教育に関する悩み事や困り事相談

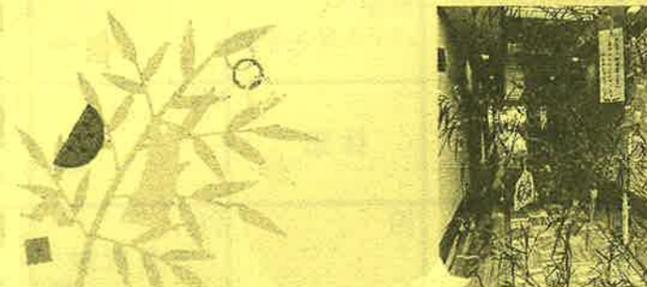
お問合せ先:人権教育推進協議会事務局 54-2220

ふれあいサロン

毎週火曜日9:00~16:00まで米原市人権総合センター1階ロビーにてふれあいサロンを開催しています。コーヒー・紅茶をご用意しております。お茶菓子の持込は自由です。皆さまお気軽にお越しください。



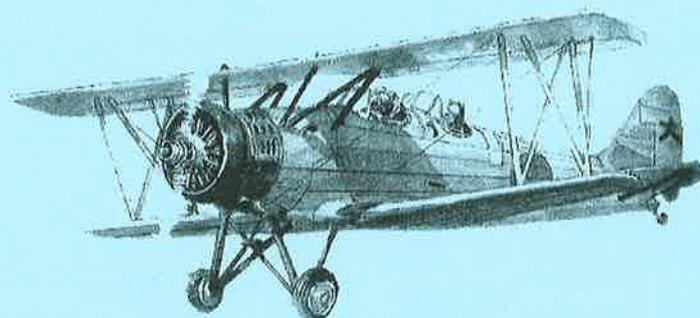
7月7日七夕の日センター内に大きな笹飾りを作りました。センターに遊びに来て下さった方や英語教室の子ども達の願いを短冊に書いて飾っていただきました。皆の願いが叶いますように……。



お問合せ先

米原市人権総合センター ☎ 54-2444

語り継ぎたい戦争の記憶



平和祈念講演会

あの日を忘れない

参加無料 申込不要

8月10日(土) 13:00 受付開始
会場：米原市人権総合センター

日程

- 13:00 受付開始
- 13:30 開会行事
- 13:40 戦争体験者のお話
- 14:40 休憩（当時の食事のふるまい・芋粥・すいとん）
- 15:10 滋賀県平和祈念館職員講演
- 16:25 閉会行事
- 16:30 終了

※平和祈念館のパネル展示（8月5日～8月16日）

米原市人権総合センターS・Cプラザ

電話：0749-54-2444

令和元年度

きらめき人権講座

誰からも不当な圧力や偏見にさらされることなく、私たち一人ひとりが自らの人生に夢と希望を抱き、可能性を追求して生きていける。こうした社会こそが「人権文化のまち」であり、全ての人が願うまちの姿ではないでしょうか。

人権文化のまちづくりのため、知識や感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人材を育成することをねらいとして、今年度も「きらめき人権講座」を開催します。

	内 容	日 時	講 師 等	会 場
1	人権文化ゆたかなまちづくり 『私たちと人権～互いに笑顔 で暮らせるまちづくり～』	7月19日(金) 19:00～	白井 俊一 氏 人権ワークショップ協会	米原市人権総合センター (S・Cプラザ)
2	同和問題の解消に向けて 『部落差別解消推進法～隠さ れた歴史の中で～』	8月27日(火) 19:00～	中尾 由喜雄 氏 全国隣保館連絡協議会 常任顧問兼事務局長	米原市人権総合センター (S・Cプラザ) ※人権総合センター共催
3	多文化共生 『多文化共生のまちづくり～ 地域のマイノリティとの協働 (仮題)』	9月18日(水) 19:00～	吉富 志津代 氏 名古屋外国語大学世界 共生学部教授	米原市人権総合センター (S・Cプラザ) ※多文化共生協会共催
4	セクシュアル・マイノリティの 人権 『だれもがその人らしく生きる ～LGBTの人権～ (仮題)』	10月17日(木) 19:00～	三輪 晃義 氏 のぞみ共同法律事務所 弁護士	米原市人権総合センター (S・Cプラザ)
※	ハートフルフェスタ 2019 男女共同参画落語 ～夢に向かってトボトボと～	6月25日(火) 13:30～	林家 卯三郎 氏	米原市人権総合センター (S・Cプラザ) ※男女共同参画センター主催

※諸事情により変更となる場合があります。ご了承ください。

受講料 無 料

申込み 事前のお申込みは不要です。

連続でのご参加、単発でのご参加、どちらでも結構です。

主催：米原市人権教育推進協議会

お問い合わせ：米原市人権教育推進協議会事務局

Tel：54-2220 Fax 54-2220

(担当：伊藤)

共催：米原市教育委員会

米原市教育委員会事務局生涯学習課

Tel：55-8106 Fax 55-4556

(担当：田中)